

岩倉市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、ひとり暮らし老人に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(種目及び対象者)

第2条 給付の対象となる用具は、別表第1の種目欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の対象者欄に掲げる者とする。

(給付の実施)

第3条 用具の給付を希望する者（以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、用具の給付の申請があったときは速やかに調査を行い、給付の必要があると認めるときは、日常生活用具給付決定通知書（様式第2）を申請者に、日常生活用具給付券（様式第3）を納入業者にそれぞれ交付するものとし、必要がないと認めるときは、日常生活用具給付申請却下通知書（様式第4）により、申請者に通知するものとする。

3 用具の給付を受けた者は、別表第2の基準により、必要な用具の購入等に要する費用の一部又は全部を負担するものとする。なお、この場合原則的に負担する額は、用具の引渡しの日直接業者に支払うものとする。

(費用の支払)

第4条 市が用具を納入した業者に支払う費用の額は、用具の購入等に要する費用から、用具の給付を受けた者が直接業者に支払った額を控除した額とし、納入業者の提出する必要な事項を支払うものとする。

(給付台帳の整備)

第5条 市は、用具の給付の状況を明確にするための岩倉市高齢者日常生活用具給付台帳（様式第5）を整備するものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年10月1日から適用し、それ以前に給付を受けたものは、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1

種目	対象者	性能
電磁調理器	おおむね 65 歳以上のひとり暮らし老人	高齢者が容易に使用できるものであること。

別表第 2

日常生活用具給付事業費用負担基準

世帯の階層区分		年間負担額
A	生活保護法による被保護世帯	0 円
B	利用者が前年所得税非課税世帯	0 円
C	利用者の前年所得税課税年額が 10,000 円以下の世帯	16,300 円
D	利用者の前年所得税課税年額が 10,001 円以上 30,000 円以下の世帯	28,400 円
E	利用者の前年所得税課税年額が 30,001 円以上 80,000 円以下の世帯	42,800 円
F	利用者の前年所得税課税年額が 80,001 円以上 140,000 円以下の世帯	52,400 円
G	利用者の前年所得税課税年額が 140,001 円以上の世帯	全 額

- 1 1月から9月の利用者負担額は、前々年所得税に基づくものとする。
- 2 給付を行う用具の費用が負担額に満たない場合は、実費とする。

様式第2（第3条関係）

日常生活用具給付決定通知書

第 号
年 月 日

様

岩倉市長 印

年 月 日付けで申請のあった日常生活用具給付については、
次のとおり決定しましたので通知します。

決定番号	第 号	決定年月日	年 月 日
対象者氏名			
給付する用具名			
注意事項	1 給付された用具をその目的に反して使用し、譲渡し、貸付け、又は担保に供したりすることは、固く禁じられています。		

様式第3（第3条関係）

日常生活用具給付券			
給付番号	第 号	給付の形態	給付
対象者氏名		生年月日	
居住地	岩倉市		
電話番号			
給付する用具名	価格	支払うべき額	公費負担額
合計			
納入業者		納入業者の 住所（電話）	
上記のとおり決定する。			
		岩倉市長	印
業者の納品した日	対象者より受領した額	受領業者名及び年月日	
年 月 日	円	年 月 日	
用具受領者		検収者	職名
			氏名
その他 特記事項			

様式第4（第3条関係）

日常生活用具給付申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

岩倉市長 印

年 月 日付けで申請のありました日常生活用具給付につきましては、次により実施できないので通知します。

1 理 由

